

	職業被ばく		公衆被ばく	
	国際放射線 防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に 関する法令 (日本) 2012年3月時点	国際放射線 防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止 に関する法令 (日本) 2012年3月時点
実効線量の 線量限度	定められた5年間 の平均が20mSv いかなる1年も 50mSvを超えるべ きでない	勧告と同じ	1 mSv/年（例外 的に5年間の平均 が年当たり1 mSv を超なければ、 単一年に限度を超 えることが許され る場合がある）	線量限度の規定は ない（事業所境界 の線量限度、排気 排水の基準は1 mSv/年を基に設 定している）
等 量 度 の 線 量 限 度	眼水晶体	150mSv/年	150mSv/年	15mSv/年
	皮膚	500mSv/年	500mSv/年	50mSv/年
	手先、足先	500mSv/年	—	—
職業人 (女子の場合) の線量限度	妊娠の申告後、残 りの妊娠期間に胚 ／胎児への実効線 量が1 mSvを超 えないようにする	5 mSv/3か月 妊娠の事実を知った 後、出産まで 腹部表面の等価線量 限度 2 mSv 内部被ばく 1 mSv	—	—

出典：国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告
放射線障害の防止に関する法令（2012年3月時点）より作成

日本の現行法令には、まだ、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告の取り入れは行われていませんが、線量限度については、2007年勧告と1990年勧告に大きな違いはないため、ほぼ2007年勧告と合致しています。なお、職業人女性の線量限度（5ミリシーベルト/3ヶ月）のように、日本特有の線量限度も存在します。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2020年3月31日